

長野市農業委員会第 10 回総会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 11 月 29 日 (水)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 3 時 07 分
- 2 場 所 会議室 141 (第一庁舎 4 階)
- 3 出席委員

1 番 阿部 孝二	2 番 北村 守	3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保	6 番 野池 久	7 番 長谷部 孝
8 番 小池 知永	9 番 渡邊 美佐	10 番 小林 清男
11 番 清水 貢	12 番 鈴木啓佐利	13 番 奥山 雅茂
14 番 山本 忠宏	15 番 祢津 光博	16 番 北澤 万正
17 番 横山 幸季	18 番 高木喜久夫	19 番 曾根 信一
20 番 花見ひとみ	21 番 近藤 利章	22 番 宮崎 治夫
23 番 善財 良治	24 番 佐藤 隆	25 番 和田 修
- 4 欠席委員

5 番 久保田清隆
- 5 会議に出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 上田 哲夫	主 幹 熊井 孝夫	事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 笠井 英明	係 長 曾根 明美	係 長 駒村貴久美
主 事 岡田 悠希		

農業政策課

課長補佐 神田 峰雄	係 長 小林 治毅	主 査 小林 桜子
主 事 相澤 巧基		
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について

議案第 91 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 92 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 93 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 94 号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第 95 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について

議案第 96 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による「農用地利用集積等促進計画 (機構配分)」の意見聴取について

議案第 97 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による「農用地利用集積等促進計画 (機構配分)」の決定について

議案第 98 号 非農地決定について

報告第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

報告第 32 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 33 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について

曾根会長代理 皆さま、ご苦労さまです。11月26日の農業新聞に有旅のりんご狩りの記事が載っていました。「おいしさに笑顔満開」ということで、女の子のすごくいい写真が載っていました。ほかの情報欄には贈答品のりんごは、今年はかなり厳しいという記事も載っていましたが、果樹にとっては厳しい年になっている状況です。また、春先については、今の予報でも暖かい日が続くのではないかという予想も出てますので、それも心配のタネかなと感じております。

さて、第10回総会にご出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に農業委員会憲章をお配りしてありますので、ご起立をお願いします。私が、長野市農業委員会憲章の1行目の『長野市農業委員会は』まで申し上げますので、続いて唱和をお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。ご着席ください。ただ今から第10回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして現在の出席人数は、在任委員25名中23名で過半数に達しておりますので農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号5番久保田清隆委員です。また14番の山本委員につきましては若干、遅れると思いますので、またよろしく願いしたいと思います。では、あいさつをお願いしたいと思いますが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長 改めて本日、総会参加ご苦労さまであります。残すところあと1カ月でございます。師走に入ります。暖かかったり寒かったりしてますけれども、とにかく健康に気を付けて。実は昨日、東京へ行ってきました。農済関係の全国大会がありまして、そこに参加をしてくれと要請ございまして、東京でもだいぶインフルエenzaがはやっているということで、結構マスクの着用率が非常に高い状況であります。明日また全国農業委員会会長大会がまた東京でございまして、明日また東京へ行くようになってます。明日は集会がお昼過ぎなんですけれども、午前中に県選出の国会議員さん、参議院、衆議院の両方ですけれども、そちらへ、過日、皆さまがたにご参加いただきました長野県農業委員会大会の決議文、それを持ってそれぞれに要請に行くということです。

午後から全国大会の集会がございまして、そのときにたまたま今回、私どもの長野市若穂のですね、農地基盤整備事業のいわゆる先進事例として発表してくれということで、約1,000人

ほどの会長が集まりますけれども、そこで発表させていただく。たまたま三つの団体ですね、水田関係の人、それから野菜、畑作関係、私はいわゆる果樹を代表して事例を紹介する。いずれにしても地域計画の具体的な今後の在り方についての一つの指針という形で提案をさせてもらうかなと思っています。集会が終わりましたら今度は、農水大臣の所に行って直接、私のほうからこの前の県大会の要請事項の要請を説明しながらお願いをするということで、明日は1日フルに東京でございますけれども、正直言ってしんどいです。昨日も帰ってきたの11時過ぎていましたので。贈答用の出荷もやんなきゃいけないし、頭痛いですね。

そうは言いますが、いよいよ残された時間はわずかですけども、特に地域計画それぞれの所で悩みながら手探りで、それぞれでスタートを切られたかと思えますけれども、あまり慌てて焦らないでじっくり地域の方と、車座ではございせんけどもお話をさせていただいて、方向付けを出していけたらいいんじゃないかなと思っておりますけども、よろしくお願いします。今日は農地法、それから経基法、両方の議案ございまして、引き続き慎重審議よろしくお願いいたします。私からは以上とさせていただきます。

曾根会長代理
上田事務局長

続きまして、上田事務局長よりごあいさつをお願いします。

委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、第10回の長野市農業委員会総会にご出席を賜りましてありがとうございます。私からは初めに、今年の10月、11月に行いました、本市におけます農産物の生産振興、販売強化につきましてお話をさせていただきます。今年も農産物の収穫時期に合わせまして、10月に長野市農業フェア、また11月7日には本市と集客プロモーションパートナー都市協定を締結しております東京都豊島区のサンシャインシティでイベントを実施いたします。さらに先週の23日には、同じく豊島区のとしま産業振興プラザで開催されましたフェスタで、本市の農産物をはじめ特産品を販売するなど、生産者と市が一体となりまして、幅広い世代の多くの皆さまに本市の農産物を知ってもらい、味わっていただくようPRを行ったところでございます。

次になりますが、他の市町村、農業委員会等の視察研修の受け入れにつきましてご報告を申し上げたいと思います。今月は8日に川崎市農業委員会、9日に三重県熊野農林事務所、14日に宇都宮市農業委員会、20日には福島県福島地方農業委員会連合会と4カ所に、現地視察を含む視察の研修の受け入れを行ったところでございます。それぞれの農業委員の皆さまと地域計画の策定、また地域農業、農地、そして集落の維持という山積をしております

課題につきまして情報交換をさせていただきました。またそれとともに、地域に根ざした活動推進の重要性を共通認識したところでございます。

その際、本市の先進事例といたしまして、青木会長からは若穂綿内地区の樹園地基盤整備事業の取り組みにつきまして、また曾根会長代理からは大岡三千石宮農集落事業の取り組みにつきまして発表をしていただいております。本日お手元に全国農業新聞、また長野市民新聞に最近、掲載されました、この二つの取り組みの関連記事の写しをお配りしてございますので、ご参考にしていただければと思っております。本日はご審議いただきます農地法関連及び報告 11 件でございます。よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

曾根会長代理 続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議長 それでは、規定によりまして議事進行させていただきます。皆さんのスムーズな議事進行へのご協力をお願いいたしまして、早速、始めさせていただきますので、着座にて進行させていただきます。それでは最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号 21 番 近藤利章委員及び議席番号 22 番 宮崎治夫両委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定で、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないことになっております。本日の議事案件に関しまして議案第 97 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の決定について、お手元に配布いたしました別紙 1 のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。その他に当事者または関係者となっておられる方がございましたら、お申し出いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。他、よろしいですか。

【該当者なし】

議長 それでは確認をいたしました、別紙 1 の内容のみということでございます。それでは次に議案の訂正等の報告を事務局よりお願いいたします。

熊井主幹 事務局の熊井です。よろしくお願いいたします。初めに資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りをいたしました資料と、皆さまに事前にお届けをいたしまして、本日ご持参をいただいております資料につきましては、別紙、総会資料一覧確認用のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。なお議案の

訂正が1点ございます。農業政策課関係でございますが、農業経営基盤強化促進法の関係の議案に関わるものでございます。事前に訂正表をお配りをしております。別冊1、議案第95号の10ページの1番になります。備考欄に記載の年齢につきまして65歳でございますが、正しくは68歳でございますので訂正をさせていただきます。訂正は以上でございます。

議 長 それでは早速、議事に入ります。農地法等に関わる事項について審議を行います。議案第91号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第91号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。以降、説明は着座にて失礼をいたします。本冊の1ページをご覧くださいと思います。番号1番から6ページの18番までの18件でございます。内容につきましては、18件全てが所有権移転案件となります。4番、16番及び18番につきましては、農家創設の案件でございます。2番、8番、9番、10番、11番、12番、14番、15番及び17番の9件につきましては、10アール未満の案件でございます。なお、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっており、許可することのできない要件について確認をいたしましたところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。農家創設を含めてお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番から8番お願いいたします。

善財地区調査会長 北部地区調査会の善財です。1番につきましては、野沢菜、枝豆を作りたいということで、所有権移転したいというものでありまして、問題なしと判断しました。それから2番、これは10アール未満の案件であります。受人が購入した宅地の隣接地にある畑にブルーベリー、カリンを作りたいというもので問題なしと判断しました。3番につきましては水稻を作りたいということで、現在、2反歩で作っておりますので問題ないと判断いたしました。4番であります。これは農家創設案件でありまして、本人の出席をいただいて経営計画についてお聞きしましたが、高齢でありますけれども、奥さん、それから長男夫婦も農作業に従事するということで許可妥当と判断いたしました。それから5番ですが、こちら経営面積の所に面積の記入がありませんけれども、備考欄に記載のとおり、小布施町に9,000㎡ほどの耕作をしてい

るという、小布施町農業委員会からの証明が添付されておりまして問題なしと判断いたしました。

それから6番、7番、8番、これは3件共通といいますか関連ありまして、それぞれ無償の所有権移転、贈与であります。6番については同居する娘への贈与、それから7番は娘の夫に対する贈与、同居であります。それから8番は娘夫婦の子ども、いわゆる渡人の孫に当たる立場でありますけれども、それぞれ農業を行うということで問題なしということで判断をいたしました。以上であります。

議 長 続きまして西部地区調査会長から9番から11番お願いします。
和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。9番、10番、11番につきましては空き家に付随する農地の取得ということで、全部10アール未満であります。いずれも許可要件を満たしておりますので問題はないと判断しました。よろしくお願いします。

議 長 続きまして中部地区調査会長から12番から14番、お願いいたします。
北村地区調査会長 中部地区の北村です。12番、13番、14番ですけれども、いずれも渡人が耕作できなくなったということで、まず12番については甥っ子ですね、それから13番は近隣の方に譲渡ということになります。14番は弟に贈与ということでありまして、いずれも皆さん農業をしっかりとっておりますので許可条件に適合ということで、問題ないと判断いたしました。以上であります。

議 長 続きまして南部地区調査会長から15番及び16番の管轄部分について、お願いいたします。
小林地区調査会長 15番、16番について。15番につきましては、自分のお住まい、自宅のすぐ隣の農地でございます。こちらを購入してという案件でございます。16番につきましては農家創設を兼ねております。この農地につきましては、ご本人にお越しをいただきまして営農計画等、聞き取り、また審議をいたしました。内容につきましては無償での所有権移転ですけれども、親族間での取引、移転ということでございます。また農家創設される方につきましては、親族一同でこの農地を守るというお約束ができていたということで、一応、許可条件等につきましても調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは最後に、東部地区調査会長から16番の2筆、それから17番、18番。よろしくお願いします。
近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。16番につきましては、ただ今、南部の調査会長の方からご説明のあったとおりで、所有権移転となった2筆は松代に存在するというものでございます。17番につきましては、ご自宅のすぐ近くの農地を取得されたということで、

現在も耕作が行われているということで問題ないと判断されます。18 番につきましては農家創設の案件ですが、前回の総会で3条の所有権移転、2筆で許可をいただいたものです。それともう1筆がそのときに抜け落ちたということで、今回、あらためて申請が行われたもので、1反歩超えるということで農家創設の案件となっております。この方はもともと農業はされてはいなかったんですが、自宅近くの農地ということで、自家用の野菜を中心に無農薬とかいろいろ工夫された農業をこれから行っていきたいということで、問題ないと判断されました。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いをいたします。いかがですか。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 91 号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。議案第 91 号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第 92 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 92 号 農地法第 4 条の規定による許可申請につきまして、ご説明申し上げます。7 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番の 1 件でございます。1 番は農家住宅を建築する転用案件で、施設面積につきましては 74.52 m²でございます。備考欄に農振除外と記載のありますとおり、令和 5 年 10 月 24 日付けで農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし特に問題はないと判断をいたしました。なお、先月の総会で許可すべきものとしてご決定をいただき、県に進達しておりました農地法第 4 条の 2 案件につきましては許可済みとなっておりますので、併せてご報告申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、この案件につきまして、各調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見のご報告をお願いいたします。南部地区調査会長から、1 番についてお願いいたします。

小林地区調査会長 1 番、南部地区の小林です。1 番の案件につきましては今年の 6 月にも申請あったんですけれども、今年の 10 月に農振除外と

ということで、今までお住まいの住宅が拡張工事等によりかかるということで、代替地、自分の農地ですけれども、こちらに今度、住まわれるということにつきましてあらためて申請があったものでございます。これにつきまして、農振除外等の手続きも済みまし、許可要件もまた満たしているということで、許可相当と調査会では判断いたしました。以上です。

議長 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに南部地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

阿部委員 今、説明いただいたんですが、670 m²を農地から転用するってことだと思うんですが、敷地面積が74.52ってことで、これが住宅だと思うんですが、実際に駐車場とかそういうのをやって、田んぼでまだ活用できるんじゃないかなという感じがあるんだけど、農地転用しちゃうと固定資産税が上がっちゃうし、その辺のところは十分、ご本人の意向っていうこともあるだろうけど、農業を続けるっていうことであれば近くで農地を活用したほうがいいんじゃないかなと思うんです。

議長 長 今、阿部委員から、面積についての意見がありましたけど、事務局、これについてのコメントがあればお願いします。

岡田主事 事務局の岡田です。面積についてなんですけど、中山間地域で急傾斜地が多くて、実際に使用できない面積、多分3分の1ぐらいは傾斜地になっちゃってるんですね。それで使用できない。ただ分筆するお金もないので、その部分を含めて真ん中に建てましようかっていう話で進んでるそうですので、実際に宅地として使うのは、これぐらい。土で埋まってる所は埋まってるのかなと。

阿部委員 使えない農地。

岡田主事 なんで、それ持ってもしょうがないので、まとめて転用しましょうというお話です。

議長 長 よろしいですか。

阿部委員 いいです。

議長 長 農地として活用、なかなか難しいということの背景があるんですね。分かりました。他の委員いかがでしょうか。よろしいですかね。それでは採決に入ります。議案第92号について、許可相当とするのに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって議案第92号は許可相当と決定いたしました。続きまして議案第93号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第93号 農地法第5条の規定による許可申請につしまし

て、ご説明申し上げます。9ページをご覧くださいと思います。番号1番から12ページ、11番までの11件でございます。1番につきましては、農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。2番は、防火水槽を設置する転用案件です。3番は、駐車場及び資材置場を設置する転用案件です。4番は、農家住宅を建築する転用案件です。5番は、砂利採取用地として一時利用する一時転用案件で、許可の日から1年間としております。6番は、資材置場を設置する転用案件です。7番は、自己用住宅を建築する転用案件です。8番は、駐車場を設置する転用案件です。9番は、駐車場及び境内地を設置する転用案件です。10番は、農家分家住宅を建築する転用案件です。11番は、資材置場及び駐車場を設置する転用案件で、備考欄に農振除外と記載がありますとおり、令和5年7月14日付けで農業振興地域整備計画に係る農業地利用計画の変更があったものでございます。

また、7番及び10番につきましては、備考欄に開発許可と記載があります。この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められております。開発許可と記載のあるものにつきましては、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし特に問題はないと判断いたしました。なお、先月の総会で許可すべきものと決定をいただき、県に進達しておりました農地法第5条の6案件につきましては、全て許可済みとなっておりますので、併せてご報告申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番及び2番についてお願いします。

善財地区調査会長 1番、2番、隣接地でありまして関連があります。まず1番ありますが、有償による所有権移転ということでありまして、受人の●●さんの実家がこの隣接地にありまして、実家の隣接地に農業後継者別棟住宅を建てたいということで、5条で譲り受けを受けるものであります。それから2番は賃貸借権の設定案件でありまして、これについては50年以上前、豊野町の時代ですが、50年以上前から防火水槽が設置されておりました、現在も地域の消防組織にとって重要な施設であるということでありまして、1番の案件に伴いまして、この転用許可がなかったということが判明したことから、今回●●組の組長名で賃貸借権の設定をするというものでありまして、それぞれ1番、2番、3種農地でありま

して、近隣に与える影響はないということで許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、3番及び4番お願いいたします。

北村地区調査会長 まず3番でありますけれども、現在、受人の会社が使用している車両置場、資材置場があるんですが、それは地主に返却しなきゃいかんということになりまして探していたところ、たまたま隣接の上の農地が妥当ということで、転用したいということの案件であります。事業計画も見ましたし、周辺農地も確認したところ、転用には問題ないということであります。それから水路があるんですが、水路の維持もきちっとやるっていう事業計画を出してもらっておりますんで、調査会としては許可相当というふうに判断をいたしました。

次に4番なんですけれども4番は農家住宅の案件になります。受人は、貸人の母親、これ親子なんです、母親を手伝いながら自分でも野菜の栽培に取り組んでいるという農家でありまして、これから今後、生活を営んでいく上で住宅が必要ということでありまして、母親の農地を使用貸借にいたしまして農家住宅を建設するというものであります。周辺は母親の農地でありまして、営農に支障がないと判断をいたしました。以上になります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から5番、お願いいたします。

小林地区調査会長 5番につきましては、砂利を採取するというございます。こちらにつきましては周辺農地はございますけれども、住宅とかはありません。従いまして近隣に迷惑を掛けるという地籍ではございません。その点はほっとしているところでございます。あと事業計画書等を拝見いたしまして、跡地には良好な土を埋め立てる、また農地が復元できるようにするというお約束がきちんと書かれておられます。計画書に従って実施するということを申請者からの確認も取れておりますし、また長野建設事務所へ申請許可されておるわけですから、区長会の同意も得ているということでございます。南部調査会としては許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 それでは最後に東部地区調査会長から、6番から11番、お願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。6番につきましては所有権移転での資材置場の設置。譲渡人は既に転居をしております、それに伴って住宅を取り壊し、その宅地を今回の受人に譲ったと。併せてその農地、水田も取得されたというものです。この水田については、いわゆるヘドロ田というような田で、数年間、耕作もなかったというものです。譲受人は建築業、土木業を営んでいまして、

その事業の拡大に伴って新たな置場、資材置場を探していた中で、今回こちらの所を転用されるというものです。特に転用に伴って周囲への影響、他の農地への影響はないということで、許可すると判断をしたものです。

7番につきましては、自己用住宅の建築ですが、渡人、受人も●●姓なんですけれども、同じ姓なんです、親族、親類ではないということで、もともとご自身の実家の農地への建築を計画されたということなんです、いずれも耕作中ということでそれがかなわないということで、ご実家に近い周辺の土地を探した中で、今回こちらの農地に自己用住宅を建築するものです。もともとこの農地は、管理はされていたんですけれども、耕作はされていなかったということで、また住宅の建築に伴う周囲の影響についても、日照等、十分距離を取って建設するという、周囲の営農に支障がないような配慮されるということで、これも可と判断されたものです。

8番の松代東条の案件ですが、こちらについては追認の案件です。数十年前に転用等の事実ございました。ただその中で使用されている、今回の受人の●●なんですけれども、それ以前の土地の利用の変更が重なったり、また組織の改変等、これの手続きがなされないまま現在に至ったというものでございます。用途は駐車場として利用されているもので、周辺の農地への影響もないということで、今回、可と判断をしたものです。

9番の若穂保科の案件ですけれども、こちらがお寺の境内地、駐車場の転用なんですけれども、こちら追認の案件です。もう数十年前から現状になっているという中で、今回、転用の手続きがなされていなかったということで、申請がなされたものでございます。受人もお寺、借り主、借受人もお寺さんのほうでそういった転用の知識がなかったということで、大変申し訳なかったということでございます。ということで可と判断したものです。10番については農家の分家住宅の建築による転用です。譲受人の実家の農地を住宅用地として利用するという、こちらについても周囲への影響等、特に問題ないということで、可と判断をしたものです。

11番につきましては、車の解体事業を営む事業者による、車両の置場への転用ということで、こちらについては先月、実は申請がございました。ただ調査の結果、申請前で転用、一部利用が認められたということで、いったんこれについては取り下げが行われまして、今回、あらためて申請が行われたものです。最初の申請の後、現状復旧っていうんですか、一部に車両の置場として利用されていた部分を、車両を撤去してもらった中で、申請者と代

理人、関係の農業委員、推進委員、事務局と、あらためて現地の確認を行ったところ。その中で、今後の管理等についても適切な管理を行うということで、申請者と確認がされたところ。今回は追認ということになりますけれども、今後このようなことがないということで、十分、注意をしていただくということで話をしたところ。ということで今回については、可の判断をしたものです。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですか。

善財地区調査会長 お願いします。

議 長 善財さん。

善財地区調査会長 事務局にお聞きしたいんですが、10番、農家分家住宅ということなのですが、所有権移転、有償、いわゆる売買でやるということなんですが、農家分家住宅で売買なんですか。もしできましたら、もうちょっと詳細にご説明いただければありがたいです。

議 長 事務局のほうで。番号10。若穂川田の案件について。お願いします。

熊井主幹 確認をさせていただいたところ、これ農家分家住宅ではなくて、分家住宅の誤りだそうでございます。

議 長 分家住宅？農家が要らない？

熊井主幹 はい。ここで訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

善財地区調査会長 農家という字を削除するわけですね。修正ですね。

熊井主幹 はい。

善財地区調査会長 そうしましたら、でも同じなんですけど、分家住宅で、有償で売買ってことなんですね。確認です。

熊井主幹 そうです。そのとおりです。

岡田主事 いいですか。

議 長 はい。

岡田主事 事務局の岡田ですけど、農地法上で住宅建てる時の渡人とか受人の売買か売買でないかに対する制限は特にありませんので、分家住宅か農家分家住宅かとかに関する制限については、開発許可の関係になっています。今回、多分、開発許可、絡んでるんですけども、開発許可の下りる見込みがある分家住宅ってことで申請、上がってますので、そちらの問題もクリアしている状況で受け付けてはおります。

議 長 善財さん、よろしいですか。

善財地区調査会長 有償ですね。

岡 田 主 事
近藤地区調査会長
善財地区調査会長
近藤地区調査会長

有償です。

有償って聞いてます。

分かりました。

これを見ればお分かりになるかと思うんですけども、そもそも譲受人は奥さんの実家に仮住まいをされていて、そのご実家の近くで住宅を建築したいということで土地を探していたということです。申請地については所有者、親族もちちゃんと賛同を得たということで、今回。

議

長

規定上では分家住宅、農家住宅を含めて、無償とか有償とかいう規定はないということです。

善財地区調査会長

確認だけです。

議

長

分かりました。他、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは意見がこれ以上はないようでございますので、採決に入ります。議案第 93 号につきまして、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長

ありがとうございました。全員の賛成を確認いたしました。よって議案第 93 号は、許可相当と決定いたしました。

続きまして議案第 94 号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹

議案第 94 号 贈与税の納税猶予に関する適格証明について、ご説明を申し上げます。13 ページをご覧くださいと思います。本件は、生前、一括贈与によりまして、贈与税の納税を猶予する特例に係るものでございます。贈与の日まで引き続き 3 年以上、農業を営んでいた個人の農地を満 18 歳以上で引き続き 3 年以上、農業に従事していた者が農地を一括して贈与を受け、その農地を引き続き農地の用に供していく場合において、贈与税の納税が猶予されるという制度になります。この制度は、利用するためには適格者である旨の証明が必要となりますが、贈与者は 11 年の農業を営むとともに、受贈者は 5 年の農業従事期間がございます。現に農地で農業経営を行っておりますので、本件の要件を満たしております。今回、番号 1 番につきまして適格者であるか決定いただくものでございまして、申請農地は表の右側の一覧のとおりで、12 筆、延べ 6,367 m²でございます。また、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております。説明を終わります。ご審議のほどを、よろしくお願い申し上げます。

議

長

ただ今、事務局より説明がありました。それでは東部地区調査会長から、1 番について補足説明並びに検討結果に基づいた説明報告をお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。受贈者の●●さんはお子さんなんですけれど、別居とありますが、同じ敷地内での別世帯という形態でお住まいのようです。●●さんは 18 歳で推定相続人と贈与を受けられて、数年前に新たに就農をされたということです。現在はぶどうやプルーンの果樹を中心に営農をされているということで、しっかりと耕作を継続されているということになっております。ということで調査会では特に異議は挙がりませんでした。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の説明について、ご発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは質問を締めまして採決に入ります。議案第 94 号に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第 94 号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第 95 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改定する法律附則第 5 条の規定に基づき改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。農業政策課より、議案の説明をお願いいたします。

農業政策課 相澤主事 農業政策課の相澤と申します。議案第 95 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。農業経営基盤強化促進法等議案別冊 1 をご覧ください。同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省の定めるところにより、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、1、長野市基本構想に適合すること。2、農業地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時、従事すること。3、利用権の設定する土地について、関係権利者の同意を得ていることであり、以上の要件を満たすことを確認しております。

それでは、お手元の議案別冊 1 の 2 ページをご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積は、総件数 143 件、総面積は 138,979.46 m²でございます。ページを戻りまして 1 ページをご覧ください。賃借、使用貸借の面積を期間別に示したものでございます。合計数字は先ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方は 63 名、利用権を設定する方は 100 名となっております。以上につきましてご決定いただきますよう、よろしくご審議をお願いいたします。

- 議 長 それでは審議に入ります。まず1の所有権移転関係について、順次、各地区調査会長から報告をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ単独で採決を行います。次に、利用権設定関係ですが、2から5の賃借権及び使用貸借権について、一括で報告いただきます。6の農地中間管理事業（賃借権）及び7の農地中間管理事業（使用貸借権）につきましては、法律改正により、機構配分も一括して行うことになっておりますので、農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものでございますので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。それでは初めに1の所有権移転関係の、1番から16番につきまして、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番から3番までお願いいたします。
- 善財地区調査会長 北部の善財です。1番から3番、それぞれ担当委員からの異論はなく、妥当と判断いたしました。以上です。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長から、4番から9番、お願いいたします。
- 小林地区調査会長 4番から9番、こちらにつきましては、いずれも許可条件には適合しているということになります。一部、ご覧いただきまして、その中で●●さんっていう方が大半、占めているわけですが、こちらの件につきましては、いずれもみんな今度、サッカー場が新たにできるわけですが、その代替地ということでございます。調査会といたしましては許可相当と判断いたしました。以上です。
- 議 長 続きまして東部地区調査会長から、10番から16番についてお願いします。
- 近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。11番の案件がかなり件数ありますが、こちらは東京にお住まいの相続を受けられた方が、もう耕作もできないし、こちらへは戻れないという中で、現在こちらにお住まいのお姉さんのほうへ全て譲られたという案件です。お姉さんについても、全ては手が回り切れないというような状況で、一部、管理が行き届かない農地もございますが、また中間管理事業等で集積利用が進めばと考えています。次のページの14番ですが、受人が●●ということでのこの栽培を行っている事業者です。今回、現状を確認した中では全てが畑地ということで確認ができておりますが、将来的に畑地以外への転用等も予想されている中で、注視していくことが必要ではないかということです。あとは、それぞれ現在も耕作が行われているということで、許可相当と判断をいたしました。以上です。
- 議 長 これより質疑に入ります。先ほどの農業政策課の説明及び、た

だ今の地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは質問がございませんので、所有権移転関係のみについて採決に入ります。議案第 95 号のうち、所有権移転関係について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成を確認いたしましたので、所有権移転関係については決定いたしました。続きまして、2 から 5 の利用権設定関係について、一括、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた報告、農家創設を含めてお願いしたいと思います。なお、利用権設定関係につきましては、まず 6 年未満が 11 件、6 年から 10 年未満の賃借権が 2 件、10 年以上の賃借権が 3 件、それから使用貸借権が 11 件でございます。それではまず、北部地区調査会長から検討結果について、ご報告をお願いいたします。

善財地区調査会長 北部地区ですが、6 年未満の賃借権 1 から 3 までの 3 件、これは問題なしという、特に異論はありませんでした。それから 16 ページからの使用貸借権の設定、1 から 4 番までの関係です。これにつきましても特に異論はございませんでした。以上であります。

議 長 続きまして、西部地区調査会長、お願いします。
和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。4 番から 5 番等、いずれも更新でありまして、特に問題はないと判断しました。よろしく申し上げます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長、お願いします。
小林地区調査会長 中部地区ですね、賃貸借権が 1 件、それから使用貸借権の更新が 1 件でして、いずれも原案どおりで問題ありません。お願いいたします。

議 長 続きまして、南部地区調査会長お願いします。
小林地区調査会長 南部地区の小林です。8 番、9 番、10 番につきまして、6 年未満の更新となります。従いまして許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは東部地区調査会長から、お願いいたします。
近藤地区調査会長 11 番についても更新ということで、現状、耕作も行われていることで、問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。6 及び 7 の農地中間管理事業につきましては、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。それでは農業政策課の説明並びに地区調査会の報告について、発言のある方の挙手を求めます。特にありませんかね。

【質疑なし】

議 長 それではないようでございますので、採決に入ります。議案第 95 号のうち、利用権設定関係について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認できました。よって議案第 95 号につきましては、全て原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第 96 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 議案第 96 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の意見
相 澤 主 事 聴取について、ご説明します。別冊 1 の 58 ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、市町村は必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとする規定されており、農家創設者及び長野市で初めて農地を借りる市外在住の担い手の場合はこれに該当し、意見聴取をお願いするものです。今回、権利の設定を受ける方は 3 名で、賃貸借と使用貸借権で、34,016 ㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものです。59 ページをご覧ください。番号 1 の●●さんは、レタスの栽培で若穂綿内地区において長野市で初めて農地を借りる、市外在住の担い手になります。番号 2 の●●さんは、ぶどうの栽培で若穂保科地区において、農家創設をする方になります。番号 3 の●●さんは、野菜全般の栽培で松代町牧島、松城町大室、松城町小島田地区において、農家創設をする方になります。説明は以上でございます。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、農業施策課より説明がありました。それでは地区調査会長から、検討結果について、意見等の報告をお願いいたします。全て東部調査会かな。東部調査会長、1 番から 3 番についてお願いします。59 ページ。

●●さん、●●さん、●●さん、ここは 3 名。確認をお願いします。

近藤地区調査会長 東部調査会、近藤です。1 番については後ほど。すいません。

議 長 1 番は知らなかったということですね。

近藤地区調査会長 そうなんです。

議 長 レタス、栽培してる。

近藤地区調査会長 すいません。それで 2 番につきましては農家創設の方です。これについては新規就農の方なんですけれども、現在の所有者がもうご高齢で耕作ができないという中で、今度●●さんのほうで耕

作を担うと。ぶどうを中心に耕作を進めるということで、将来は認定農業者も目指したいという意欲をお持ちの方です。

3 番の●●さんですけれども、この方はもともとアスリートでいらっしゃったということで、リュージュの選手でいらしたということです。その競技をほぼ引退した中で、セカンドキャリアという中で農業を選択されたということで、以前も農業に就かれて 4 年ほど年数が、もう経験を積んでらっしゃるということで、以前は真田町で耕作を行っていたということですが、今回、松代を中心に、松代と千曲市等で耕作を進めていらっしゃいます。とうもろこしとかさつま芋等を中心に、ご自身の情報網っていうか過去の人つながりを通じて、東京方面とかかなり広範囲に、レストラン等そういったことへの食材として販売をされているということです。将来的にはねぎの方にもつながりたいという中で、現在そういった栽培について研究中ということでございます。事業主としてはお一人なんですけれども、プロスポーツの選手等の第二の職場といいますか、アルバイト先、また引退した際には農業に携われるような環境もある程度つくっていききたいということで活動をされていらっしゃいます。

それから先ほど、議案第 95 号のところで、利用権設定の賃貸借の関係で 14 ページの 1 番、2 番なんですけれども、説明をこぼしてしまいました。あらためて追加したいと思います。●●さんが、松代の東条の農地なんですけれども、そちらについてはあんずを栽培されるということでいらっしゃいます。ただ、あんずもまだ植栽したばかりということで、現在、収入のほうは、そこからの直接の収入は得られないっていう中で、農業を営んでいるお兄さんの元で、現在、一緒に農業を行っているということでございます。あんずについては、加工用、ジャム等製造用、また生食用ということで計画をされていらっしゃるということです。以上です。

議

長 　ただ今、東部調査会長から機構配分についての説明をいただきました。補足しますけれども、いずれの方も全部、農家創設で本人が調査会に出向いていただいて、きちっとした営農をされることを確認できていますので、補足をしておきたいと思います。ご注意をしていただければと思います。ただ今、東部調査会長からの報告がございましたけれども、これに対しましてご質問ございましたらお願いいたします。

奥　山　委　員

　　すいません。3 番の●●さんのやつだけ、権利取得の面積がページを追うごとに、一つ、ここが増えてるんで、エクセル増やしていたから 1 個ずつ増えたかな。一番、最後 00 から 01 になって 02 になってるんだけど。

議 奥	山 委	長 員	農政課さん、59 ページ、60 ページの経営耕地の数字。 経営耕地、㎡。一番下の桁、エクセルで動かしてくと一個一個、 増えてっちゃうから、それで増えたのかなと思うんだけど、そう いうことでいいんだよね。
農 相 議 奥 議	政 澤 主 山 委	課 事 長 員 長	すいません。 それでいいですか。 いいです。すいません。 じゃあ、奥山さんのは OK ね。他はございますか。よろしいで すか。それでは質問につきましては、ここで打ち切りたいと思い ます。議案第 96 号につきまして、賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議		長	全員、賛成を確認いたしました。よって議案第 96 号は原案の とおりに決定いたしました。続きまして、議案第 97 号 農地中間 管理事業の推進に関する法律第 18 号第 11 項の規定による農用地 利用収獲等促進計画（機構配分）の決定についてを議題といたし ます。農業政策課、説明をお願いいたします。
農 業 政 策 課 相 澤 主 事			議案第 97 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による、農用地利用等集積等促進計画（機構配分）の 決定について、ご説明いたします。別冊 1 の 63 ページをご覧ください。本計画は、既に農地中間管理機構が地権者から借り受け ている農地を担い手に貸し付ける計画になります。今回、機構配 分を受ける方は 12 名で、賃貸借及び使用貸借により 45,955 ㎡を 長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。64 ペー ジをご覧ください。番号 1 は、●●さんが戸隠栃原地区でピーマ ンを栽培する計画。番号 2 は、●●さんが戸隠栃原地区でトマト を栽培する計画。番号 3 は、●●さんが戸隠栃原地区でそばを栽 培する計画。番号 4 は、●●さんが戸隠栃原地区でそばを栽培す る計画。番号 5 は、●●さんが戸隠栃原地区でそばを栽培する計 画。番号 6 は、●●さんが戸隠栃原地区でそばを栽培する計画。 おめくりいただきまして 66 ページ。番号 7 は、●●さんが真 島町真島地区で桃を栽培する計画。番号 8 は、●●さんが篠ノ井 東福寺、篠ノ井小森地区で野菜全般を栽培する計画。番号 9 は、 ●●さんが松代町大室、松代町小島田地区、松代町牧島地区で野 菜全般を栽培する計画。おめくりいただきまして 68 ページの番 号 10 は、●●さんが松代町牧島、松代町大室地区で野菜全般を 栽培する計画。番号 11 は、●●さんが若穂川田地区で水稻を栽 培する計画。番号 12 は、●●さんが若穂川田地区で水稻を栽培 する計画となります。説明は以上でございます。ご決定いただき ますよう、ご審議をお願いいたします。

- 議 長 ただ今、農業政策課より説明がございました。それでは各地区調査会長から検討結果について、農家創設を含めて意見等の報告をお願いいたします。なお冒頭、申しましたように、お手元の別紙1ですね、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員が議事に参与することのできない案件でございます。これが関係する委員の内容になりましたら退席をしていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。初めに西部地区調査会長から、委員の関係する案件の3番を除いて、1番から6番についてお願いいたします。
- 和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。1番から6番まで、今、説明がありましたとおり耕作できなかった所を引き受けて、皆さんがやрутていうことで、妥当ということで判断いたしました。よろしくお願いします。
- 議 長 続きまして、中部地区調査会長から7番についてお願いします。
- 北村地区調査会長 7番は●●さんの関係なんですけども、今まで借りていた人と同じ地域の担い手であります。2人は友達でありまして、担い手のほうが少しもう手が回らなくなって、●●君に借りてもらえないかっていうことの事情がありまして、ここで配分の変更をいたします。大丈夫です。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長から、8番をお願いします。
- 小林地区調査会長 南部地区、小林です。8番につきましては●●さん、たびたびお名前、出てきておられますが、野菜全般で1人でやられてるんではなくてお仲間と一緒にやられると。手広くされているということでございます。審議の結果、いずれも許可相当ということで決定いたしました。以上です。
- 議 長 それでは、東部地区調査会長から、9番から12番をお願いします。
- 近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。9番については●●さんについては、先ほどご説明したとおりです。●●さんについては、さらにまだ農地を拡大したいという希望をお持ちでいらっしゃいます。あと10番、11番、12番についても異議はございませんでした。以上です。
- 議 長 それでは、これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。特にないですかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 ないようでございますので採決に入ります。議案第97号のうち、別紙1を除き、別紙1つていうのは小池委員の案件を除き、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員、賛成を確認いたしました。続きまして、●●委員が参与することができない別紙 1 の案件について質疑、採決を行います。64 ページの 3 番は、●●委員が関係しておりますので、退出をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 それでは●●委員が関係する案件について、西部地区調査会長から検討結果について意見等をお願いいたします。

和田地区調査会長 3 番につきまして、戸隠栃原で●●がそばの栽培を行うということで、これも妥当ということで許可になりました。よろしくお願いします。

議 長 それでは、●●委員が関係する案件について、ご発言のある方は挙手を求めます。特にないですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、この案件についての採決に入ります。当案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可します。

【●●委員入室】

議 長 以上、議案第 97 号につきましては、全て原案どおりに決定いたしました。続きまして議案第 98 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 98 号 非農地決定につきましてご説明申し上げます。農地法の議案本冊でございますが 15 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 38 ページの 663 番まででございます。非農地決定でございますけれども、農地利用状況調査で、山林・原野と判定されました農地につきましては、農地所有者に調査の結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届きまして、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行いたしまして、その時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映をさせるということでございます。また、農地所有者が送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更の登記を行うことができます。38 ページに面積の集計を載せてございます。今月、ご決定いただくものにつきましては、山林 128 筆で、面積が 48,387.25 ㎡、原野が 535 筆で、面積は 238,076.69 ㎡、合計で 663 筆、286,463.94 ㎡でございます。

多くは 10 月に対象者でございます篠ノ井地区の一部と中条地

区の調査結果と非農地決定申請書を送付したことから、まとまって申請があったものでございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第 98 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第 98 号については、原案のとおり決定いたしました。続きまして、報告第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 32 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、及び報告第 33 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について、事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 報告第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出につきまして、ご報告を申し上げます。39 ページをご覧いただきたいと思います。番号 62 番から 40 ページ、69 番までの 8 件でございます。農地を農地以外に転用する場合につきましては、県知事の許可が必要でございますけれども、市街化区域内の農地につきましては、あらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。続きまして、報告第 32 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出につきまして、ご報告申し上げます。41 ページをご覧いただきたいと思います。番号 125 番から 48 ページの 149 番までの 25 件でございます。同じく市街化区域内の届け出でございますが、5 条の届け出となります。書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告を申し上げます。

続きまして、報告第 33 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出につきまして、ご報告を申し上げます。49 ページをご覧いただきたいと思います。番号 1 番及び 2 番の 2 件でございます。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で、要件に当てはまる場合は 4 条の許可が不要でございます。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告を申し上げます。以上、報告案件の 3 件につきましてご説明をいたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から報告第 31 号、第 32 号及び第 33 号について

て説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは特別ないようでございますので、報告案件の内容について、それぞれご了解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。以上で本日予定をしております議事につきましては、全て終了いたしました。委員の皆さんから議案に関してご発言があればうかがいますが。特にいいですかね。大変ご協力いただきまして、ありがとうございます。今日は経基法も含めですけれども、非常にスムーズに進行することができました。これで私の、議事進行は終わりましたので曾根代理のほうに進行を譲りたいと思います。ご協力ありがとうございます。

曾 根 会 長 代 理 では次に、8のその他に移ります、本日の議事、全体を通して議員の皆さまからご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。なければ事務局から今後の日程説明、お願いします。

笠井事務局長補佐 事務局の笠井です。ご苦労さまでございます。次第をご覧くださいと思います。次第の一番下の所に今後の日程が記載されてございます。次回、第11回の総会でございますが、来月12月27日の水曜日、午後1時30分から午後4時まで、場所につきましては会議室203、第2庁舎の10階となりますので、よろしくお願いいたします。続きまして次第の裏側をご覧くださいと思います。下のほうの3番、今後の会議等の日程一覧でございますが、新しい項目だけご説明させていただきます。一番下、5番ですけれども第12回総会、令和6年1月31日の水曜日、時間ですけれども午後3時から午後5時を予定しております。私からの説明は以上でございます。

北村地区調査会長 よろしいでしょうか。役員会なんですけども、時間が3時からになっています。これでよろしいでしょうか。

笠井事務局長補佐 大変、申し訳ございません。2時半からです。

北村地区調査会長 2時半ですか。

笠井事務局長補佐 はい。大変、今日ご通知出しました、2時半からでお願いしたいと思います。1番の第10回役員会でございます。『だより』の編集委員会も折り込みたいかと思ひまして、30分、急きょ前倒しさせていただきました。すみませんでした。

曾 根 会 長 代 理 他によろしいですか。では農業政策課から地域計画の進行状況につきまして、ご説明をいただきます。

農 業 政 策 課 農業政策課の神田と申します。お疲れさまでございます。今日はお時間をいただきまして、地域計画の各地区の進捗度合いについてお話しさせていただきます。今月、先月と先々月、各地区調

査会を回らさせていただきまして、なにぶん、作成につきまして、ご協力をお願いしたいと申し上げておりましたけれども、だいぶ出そろってまいりましたので、この辺ご報告させていただきます。

農 業 政 策 課
小 林 係 長

農業政策課の小林と申します。着座で説明させていただきます。資料なんですけれども、A3の縦、両面のこちら、ご覧いただければと思います。こちらの地域計画の進捗状況なんですけれども、昨日までの状況を反映しております。まず1ページ目、第1期モデル地区ということで、こちらに載っているのはモデル地区にもなっております。裏面2ページ目が第2期という地区のものになって、そういう形で分けさせていただいております。1ページ目のモデル地区なんですけれども、見ていただきますと事前打ち合わせを経て第1回の話し合い、第2回の話し合いまで行っているところでございます。参集範囲、また記載させていただいてますけれども、地域性、出ておりまして、一律に同じ形にはなっておらず、また農業委員さまとお話の中で決めさせていただいている、そのような状況です。

特に先日、若穂綿内地区に関しましては、第2回の話し合いの中で、ワークショップ、グループ討議っていうのを行っていました。長野市としましても、初めてそういう形でやった形になるんですけれども、今いらっしゃる青木会長のリーダーシップの下、無事、終わることができました。あと明日また大岡地区で第2回の話し合いということで、また行ってくるんですけれども、そのときには地域計画の3を提示するというので、今、考えている状況になってございます。裏面、お願いいたします。第2期のグループになります。こちらなんです、先行しているモデル地区におきまして順次、協議始めたんですけれども、開始に至るまで準備に相当な時間を要したということで、9月下旬の地区調査会におきまして、残りの地区においても、今年の閑散期には協議を開始できるよう準備のほうお願いした次第です。

今月に入りまして、おかげさまで続々と事前打ち合わせの予定、入ってございます。年内には事前打ち合わせをお願いしたいと依頼させていただいたんですが、お忙しい中、ご協力いただきましてありがとうございます。一部地区におきましては、農業者を参集しての第1回の話し合いも、第2期の中では出てきております。あと、まだ予定の入っていない地区に関しましては、日程調整中ということで連絡待ちの所もございます。

残りの地区に関しましては、まず事前打ち合わせということで、こちらと調整いただければと思います。事前打ち合わせの参集の範囲なんですけれども、こちら記載してありますけれども、最小の範囲で言いますと表を見ていただくとおりなんです、農

業委員、農地利用最適化推進委員、農地流動化協力員、市、そのぐらいのレベルからまず入っていただいても、全然、問題ございません。事前打ち合わせの際には地域計画とは何ぞやという話から始まりまして、地域計画の様式、あと現況地図等についても説明させていただきます。そのときに本番の話し合いの参集範囲はどうするかとか、今後の進め方について、事前打ち合わせの際には協議をさせていただきます。またご検討いただきまして、ご連絡お待ちしております。

連絡先なんですけれども、もう一度、1 ページ目を戻っていただきまして、1 ページ目の上の所に記載ございます、電話、ファックス、メールアドレス、どの媒体でも結構ですので、何か困ったこととか相談事等あれば、ご連絡いただければと思いますので、ぜひご協力のほうよろしくお願いいたします。私からの説明は以上になります。

農 業 政 策 課
神 田 課 長 補 佐

補足して申し上げますと、第1期のモデル地区のほうでは、北村農業委員の更北地区では、もう大体、見えてきたかなという感じで、あと明日、行きます大岡のほう、曽根代理さんのほうも明日の結果で何となく見えてくるかなという感じになっているかと思えます。あと各地区、その他の第2期の中心にまわらせていただいております、市からというか私から、どうやっていくかという話し合いの中で、なかなか農業者の方いきなり集めてどうだと言っても、非常に厳しい部分がありますので、コアメンバーのかたがたで素案を作りながら、お示しするのはどうかというようなご提案をさせていただきます。そのような中でもやり方は各地域の実情に応じてやっていただいているところでございます。

先ほど担当から話ありましたが、青木会長の所ではほぼゼロからというかですね、意見を吸い上げてからということで、ワークショップもやらせていただいているということで、また参考にさせていただければなと思っております。市からは以上でございます。

曾 根 会 長 代 理

地域計画につきまして何か質問等ありましたら、お願いしたいと思いますが。

青 木 会 長

ざっくばらんに、こんなことで悩んでんだけど、どうしたらいいかと、そういう人があれば遠慮しないで。農政課さんも結構、今、精力的に動いてまして、土曜、日曜なしでいくらかでも対応してくれるということで、動いてますんで、そんなことも含めて遠慮なくぶつけてください。

農 業 政 策 課
神 田 課 長 補 佐

できるだけ土日は申し訳ない。平日、夜ならば何時でも、何時まででも、夜中でも結構です。

青 木 会 長 そんなこと言っちゃいけねえな。

農 業 政 策 課 本当に何でも、特に先行してらっしゃる地区の状況でも結構で
神 田 課 長 補 佐 すので、どんなことでもよろしければ。何かアドバイスいただければ。

曾 根 会 長 代 理 どうですか。

北村地区調査会長 全然、話が違うんですけども、農業新聞で転用の条件を厳しく
すると、これからですね、それが検討されるという情報が出てい
たんですが、地域計画にみんな連携するということが書かれてい
るんですよ。最初に議論をしましたが地域計画と既存の法律
との関係ですね。それはきちっと捕捉、把握しといてもらいた
いと。単に作っておしまいということではなくて、その地域内
には転用できなくなる、いろんな関係が出てくると思うので、そ
こはきちっと把握しておいてもらいたいと思います。

農 業 政 策 課 ありがとうございます。少なくとも農振除外において、農振法
神 田 課 長 補 佐 ですか、今までの5要件に加えて地域計画を阻害するようなこと
は駄目であるというのが既に改正されておまして、あと農転の
ほうも法律改正というより、農水省通知で地域計画を阻害する
ようなものはあってはならない、というようなことになっており
ます。あと細かいところで言うと、農地中間管理事業法で中間管
理事業は地域計画のところ、作ったことを重点的にやるというふう
になっておりますので、またその辺も踏まえてやっていきたいと
思っています。

曾 根 会 長 代 理 一回、整理をして、皆さんに情報提供できれば。

農 業 政 策 課 そうですね。わかりました。

神 田 課 長 補 佐

曾 根 会 長 代 理 他によろしいでしょうか。では、以上で第10回の総会を終了
といたします。長時間にわたりまして、ありがとうございました。